

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、**物価上昇を上回る賃上げを実現**するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等**の観点からも、**適切な価格転嫁が必要**。自治体には、**「適正な価格で契約を行う」ことに対する意識の確立**が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

CHECK !

- ☐ 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

CHECK !

- ☐ 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- ☐ 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

POINT

- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26、R8.7.7通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「**見える化**」して公表（R8.7）

CHECK !

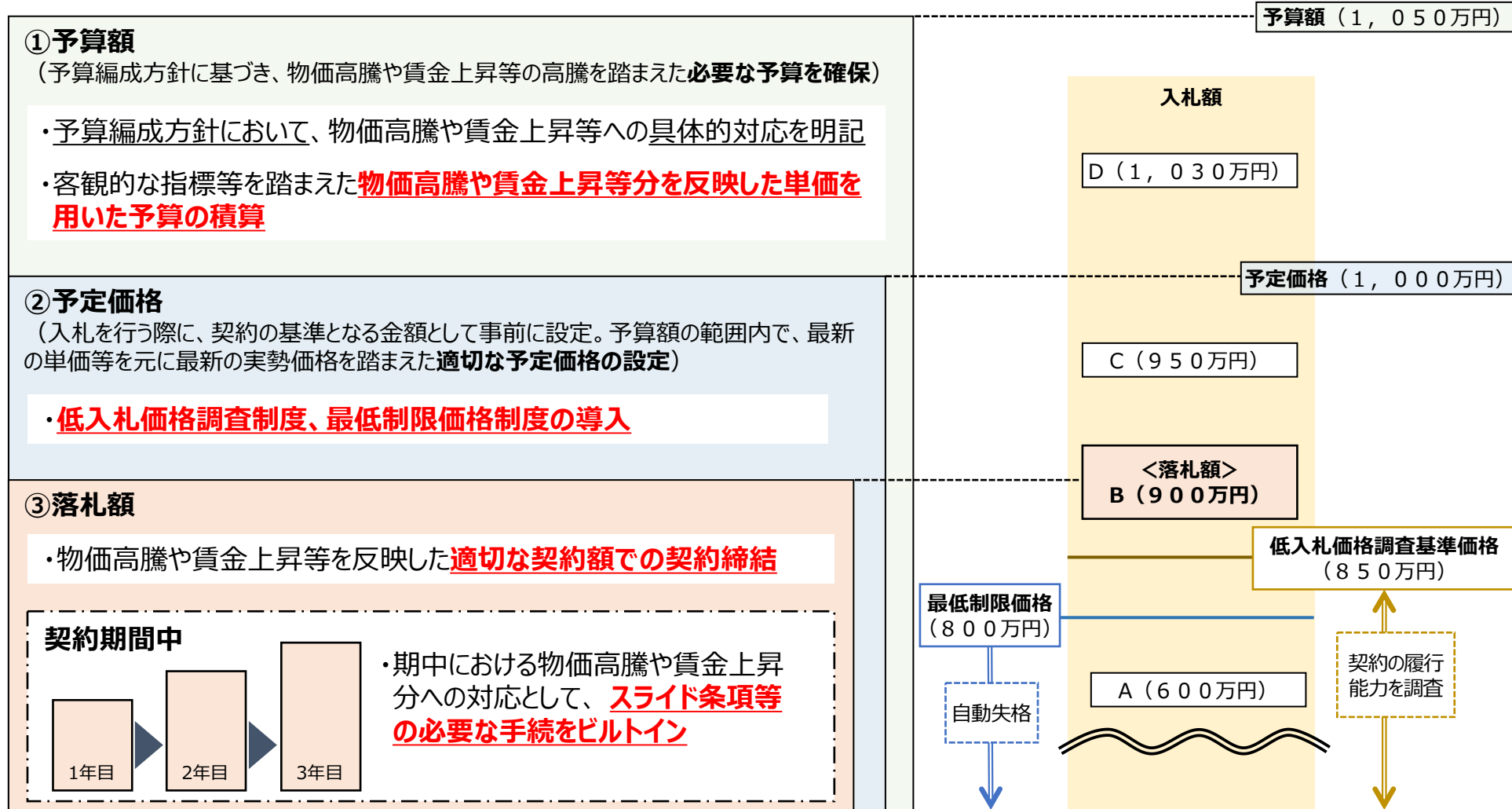
- ☐ 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

＜参考＞ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】	【最低制限価格制度のイメージ】																								
<table><tr><td>予定価格 (1,000万円)</td><td>E社 (1,050万円)</td></tr><tr><td></td><td>D社 (950万円)</td></tr><tr><td>調査基準価格 (850万円)</td><td></td></tr><tr><td>調査基準価格未満で入札を行った業者について契約の履行能力があるかどうかを調査</td><td>C社 (820万円) 落札</td></tr><tr><td></td><td>B社 (750万円) 不適当失格</td></tr><tr><td></td><td>A社 (600万円) 不適当失格</td></tr></table>	予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)		D社 (950万円)	調査基準価格 (850万円)		調査基準価格未満で入札を行った業者について 契約の履行能力があるかどうかを調査	C社 (820万円) 落札		B社 (750万円) 不適当失格		A社 (600万円) 不適当失格	<table><tr><td>予定価格 (1,000万円)</td><td>E社 (1,050万円)</td></tr><tr><td></td><td>D社 (950万円)</td></tr><tr><td>最低制限価格 (800万円)</td><td></td></tr><tr><td>最低制限価格未満で入札を行った業者は自動失格</td><td>C社 (820万円) 落札</td></tr><tr><td></td><td>B社 (750万円) 失格</td></tr><tr><td></td><td>A社 (600万円) 失格</td></tr></table>	予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)		D社 (950万円)	最低制限価格 (800万円)		最低制限価格未満で入札を行った業者は 自動失格	C社 (820万円) 落札		B社 (750万円) 失格		A社 (600万円) 失格
予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)																								
	D社 (950万円)																								
調査基準価格 (850万円)																									
調査基準価格未満で入札を行った業者について 契約の履行能力があるかどうかを調査	C社 (820万円) 落札																								
	B社 (750万円) 不適当失格																								
	A社 (600万円) 不適当失格																								
予定価格 (1,000万円)	E社 (1,050万円)																								
	D社 (950万円)																								
最低制限価格 (800万円)																									
最低制限価格未満で入札を行った業者は 自動失格	C社 (820万円) 落札																								
	B社 (750万円) 失格																								
	A社 (600万円) 失格																								

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けたフォローアップ調査について①

- 適切な予定価格の設定、最低制限価格制度等の導入、期中における必要な契約変更等の対応のフォローアップや支援を実施
- 自治体からの発注の各段階における価格転嫁に向けた対応のポイントとして、以下の赤字の取組についてフォローアップ調査（基準日：R8.4.1）を実施し、その結果を「見える化」して公表（R8.7）
- フォローアップ調査の回答は、令和8年度から普通交付税（地域の元気創造事業費）の算定に反映（R8.7）



地方の官公需における価格転嫁に向けた取組状況のフォローアップ調査について②

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況に関する調査

○ 調査対象業種

【調査対象業種（主なもの）】

- ① 工事
- ② 測量・土木関係調査（交通量調査等を含む）
- ③ 建築設計・土木設計・設備設計
- ④ 施設管理（清掃、ビルメンテナンス業務等）
- ⑤ 警備
- ⑥ 廃棄物処理
- ⑦ 給食の提供
- ⑧ 印刷物等の作成

○ 調査項目

- ① 競争入札を実施しているかどうか
※ 随意契約や事業未実施等の場合は①の対象外
- ② 制度等を導入・適用しているかどうか
※ 導入していても適用した事例がない場合は②の対象外
- ③ 工事関係以外の請負契約について
 - ・ 制度を導入していない場合の今後の導入予定
 - ・ 制度を導入していない理由

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査

○ 調査対象業務・施設

【民間委託】

- ① 本庁舎の清掃
- ② 本庁舎の夜間警備
- ③ 一般ごみ収集（都道府県は対象なし）
- ④ 学校給食（調理・運搬）

【指定管理者制度】

- ① スポーツ施設
- ② 文化会館
- ③ 福祉・保健センター

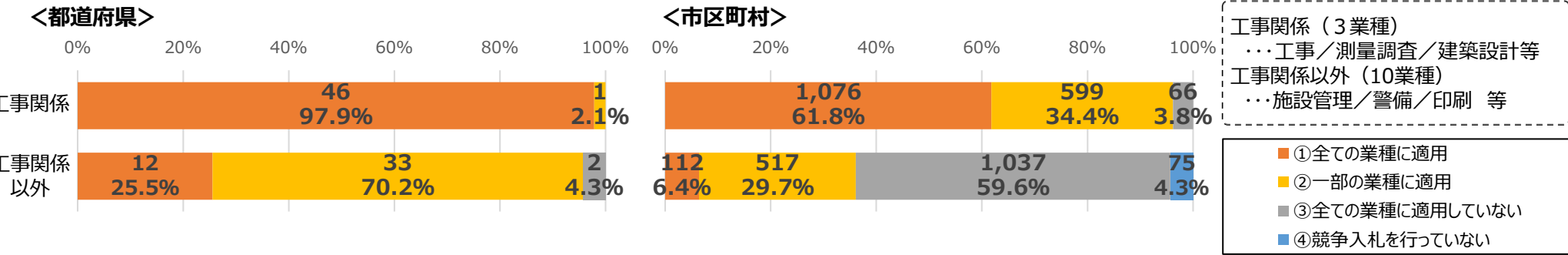
○ 調査項目

- ① 国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか
- ② スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰等の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか
- ③ 上記の調査対象業務・施設について、当該年度と前年度の契約額、指定管理料を比較し、伸び率を把握

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組状況の調査結果（概要）

- 自治体の発注における適切な価格転嫁に向けた取組状況を把握するため、**フォローアップ調査**（基準日：R8.4.1）を実施し、その結果を「見える化」して公表。調査結果を踏まえ、**取組状況を令和8年度の普通交付税の算定に反映**。
- 特に市区町村における対応が進んでいない。自治体における**価格転嫁への意識の低さは未だ改善されていない**と考えられ、今後、**説明会及び個別ヒアリングの実施により、個別に助言や改善要請を実施**する。

○ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適用状況



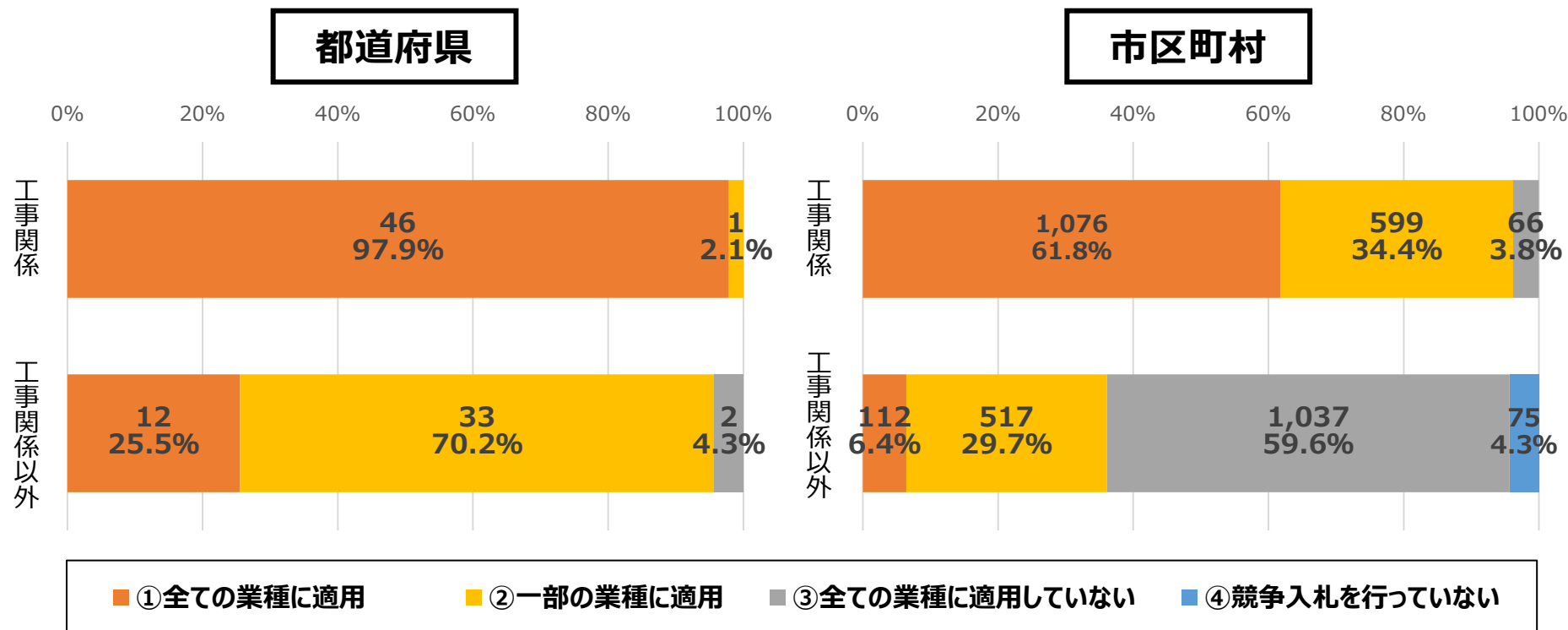
○ 民間委託・指定管理施設における物価高騰、賃金上昇等への対応状況

調査対象業務・施設		都道府県			指定都市			市区町村		
		客観的指標※1 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率 ※2	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8) ※3	客観的指標 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8)	客観的指標 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8)
民間委託	本庁舎清掃	91.5%	38.3%	8.7%	80.0%	30.0%	1.0%	49.3%	23.8%	5.1%
	本庁舎夜間警備	93.6%	40.4%	7.5%	84.2%	36.8%	7.1%	46.1%	22.8%	6.2%
	一般ごみ収集	—	—	—	95.0%	35.0%	4.4%	64.2%	23.6%	4.2%
	学校給食	67.4%	34.8%	5.3%	90.0%	50.0%	5.1%	53.8%	27.6%	5.2%
指定管理	スポーツ施設	83.0%	61.7%	3.4%	85.0%	65.0%	4.3%	51.4%	40.9%	4.1%
	文化会館	83.7%	60.5%	3.8%	85.0%	60.0%	2.8%	58.7%	41.7%	3.4%
	福祉・保健センター	86.5%	67.6%	6.6%	95.0%	60.0%	5.3%	53.8%	39.1%	4.0%

※1 消費者物価指数・最低賃金・企業物価指数など
（参考 消費者物価指数（総合指数・2025年平均）の上昇率 前年比3.2% / 最低賃金（令和7年度全国加重平均）の上昇率 前年度比6.3%）
※2 内部向けマニュアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。
※3 単純平均による増加率

1. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適用状況

- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、特に市区町村において、工事関係以外の請負契約への適用が進んでいない。



- ・ 工事関係業種（3業種）・・・工事／測量・土木関係調査／建築設計・土木設計・設備設計
- ・ 工事関係以外の業種（10業種）・・・製造／生活路線バス・通学バスの運行／コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）／医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）／道路・公園等の維持管理（街路樹剪定・除草・伐採等を含む）／施設管理（清掃・ビルメンテナンス業務等）／警備／廃棄物処理／給食の提供／印刷物等の作成

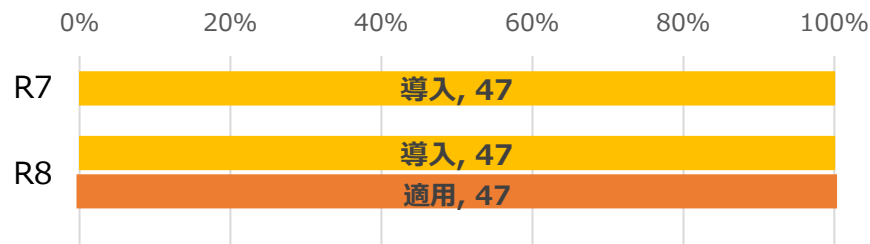
● 「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施していない

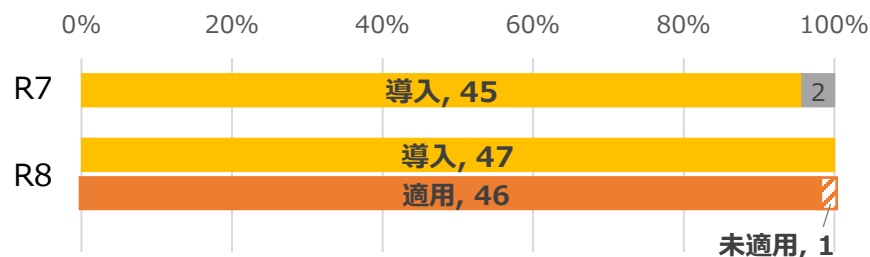
2-1. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

都道府県

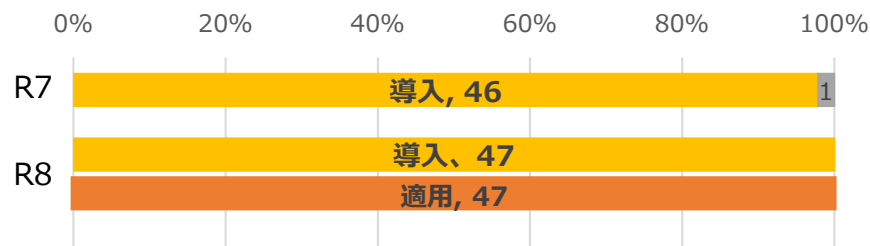
① 工事



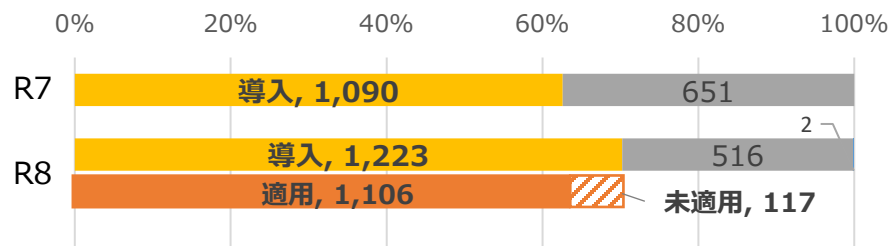
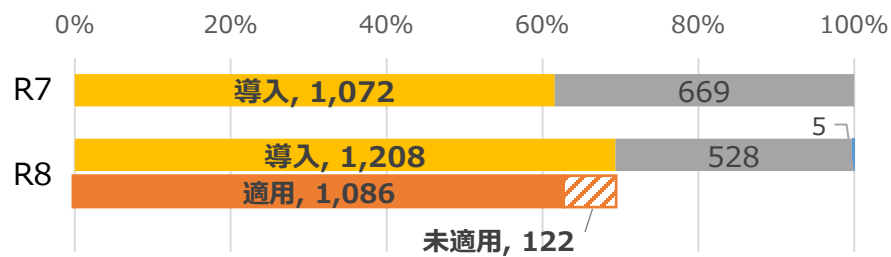
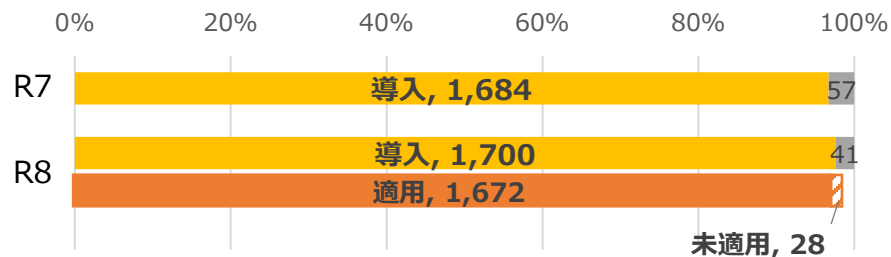
② 測量・土木関係調査



③ 建築設計・土木設計・設備設計



市区町村



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

● 「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

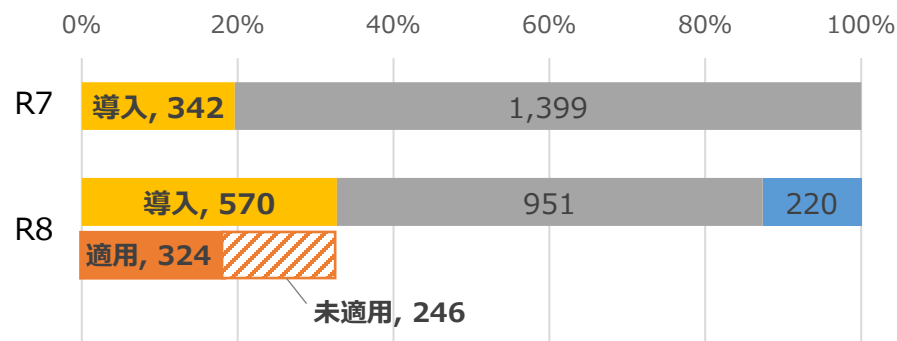
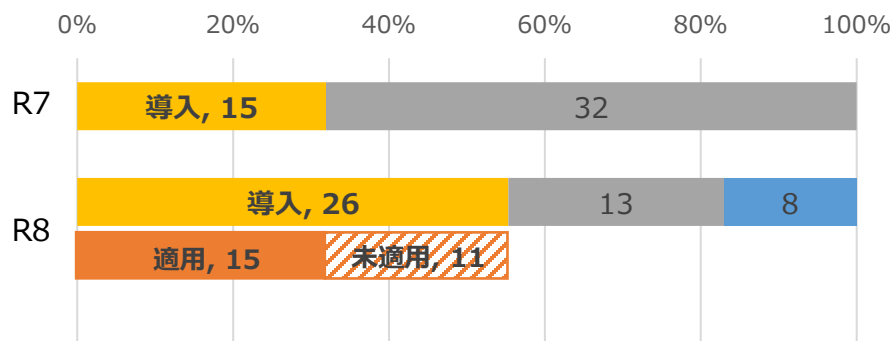
2-2. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

※R8.7.10 公表資料修正

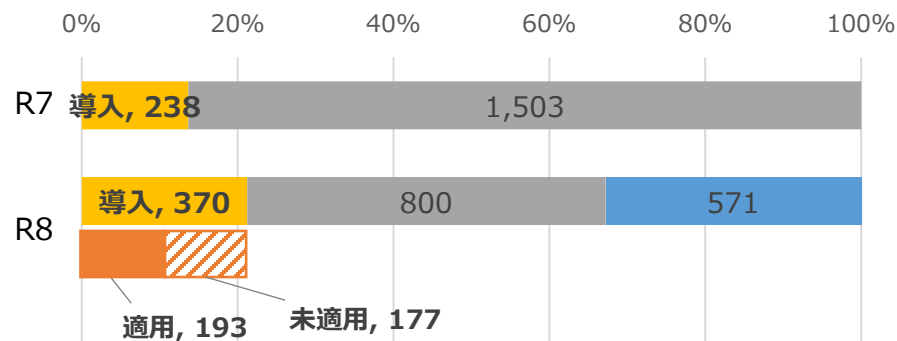
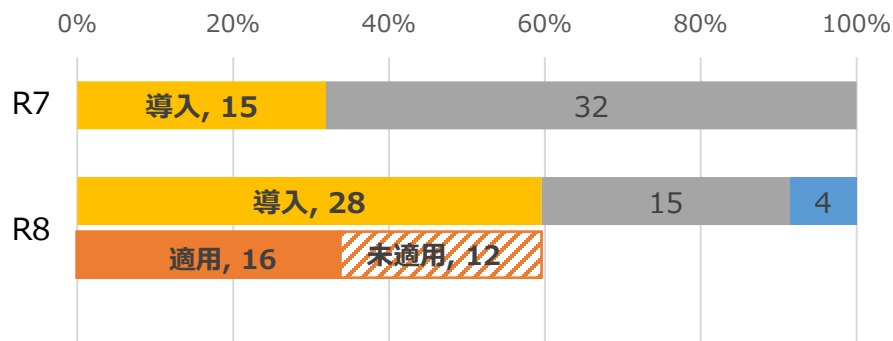
都道府県

市区町村

④ 製造



⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

●「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

●「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施してない

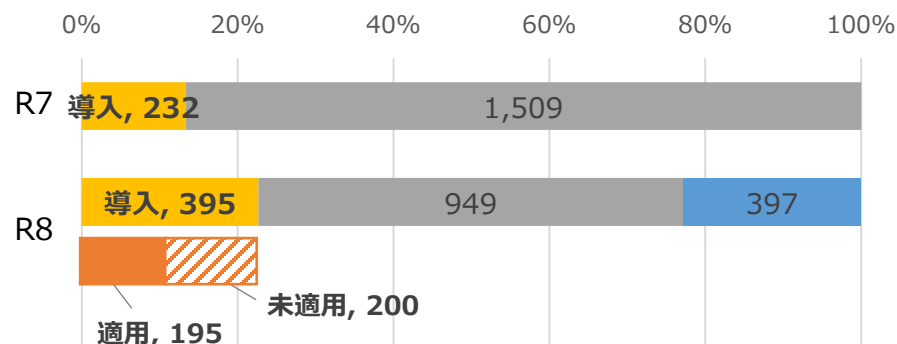
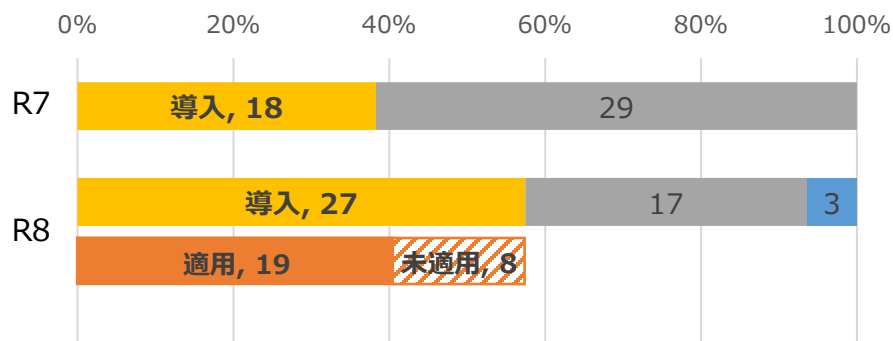
2-3. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

※R8.7.10 公表資料修正

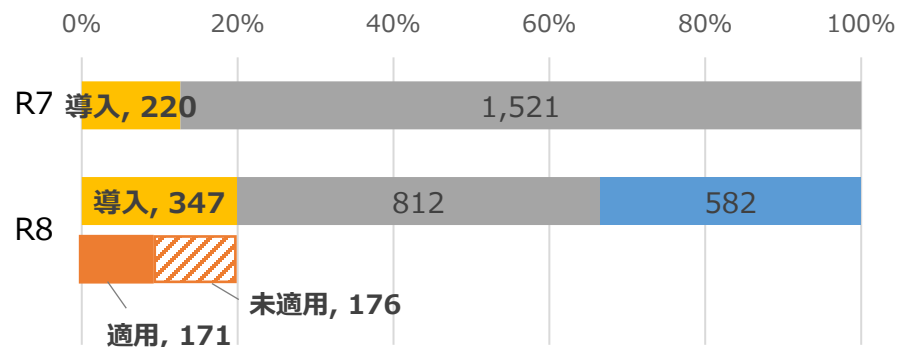
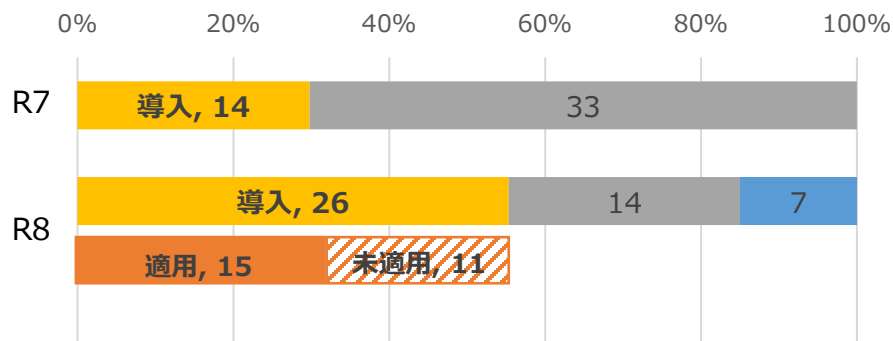
都道府県

市区町村

⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）



⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

●「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

●「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施してない

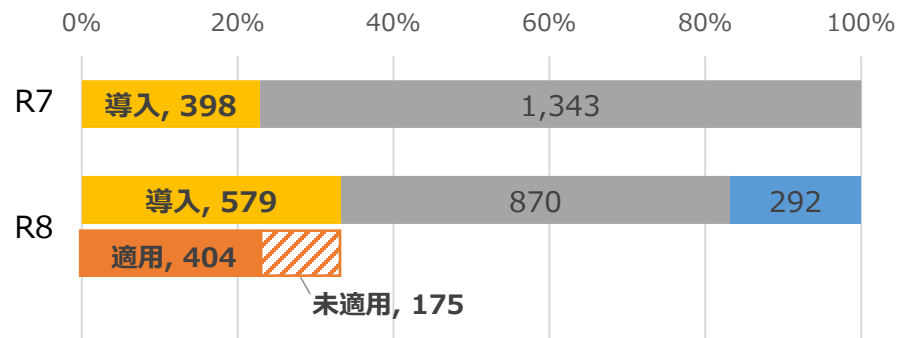
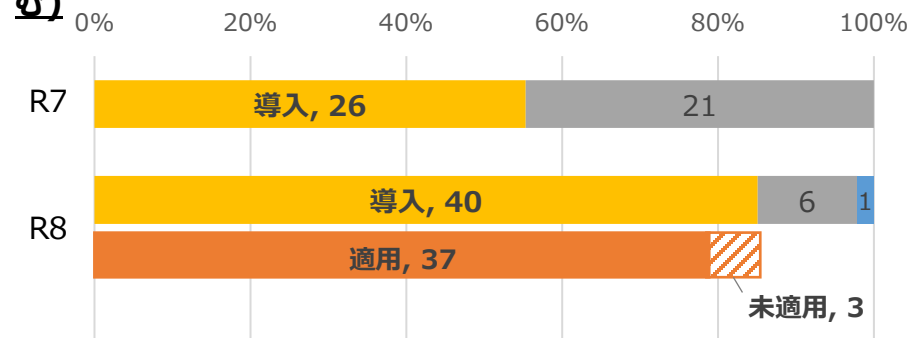
2-4. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

※R8.7.10 公表資料修正

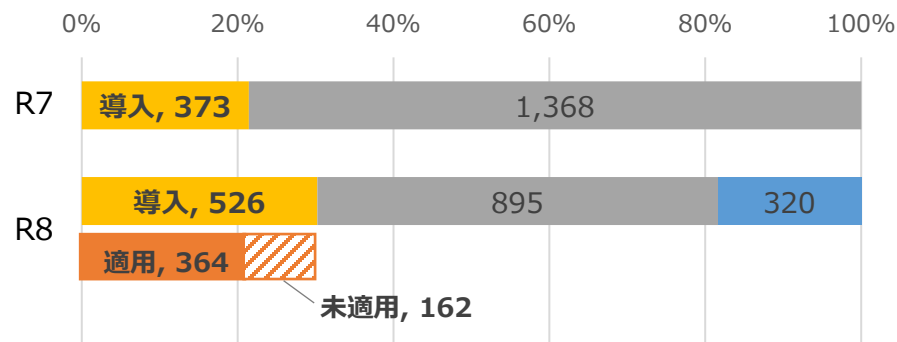
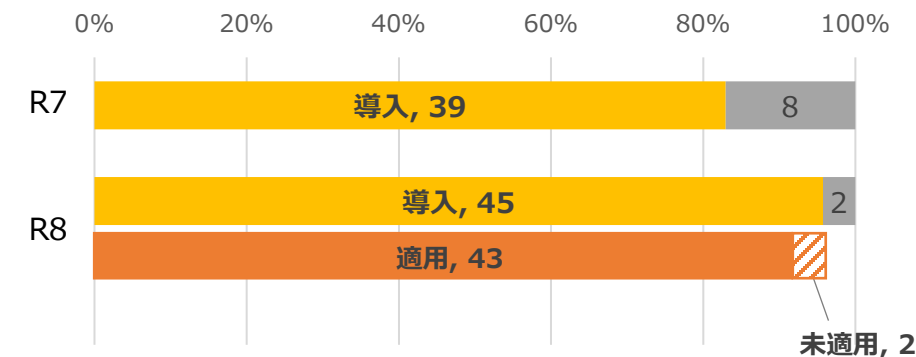
都道府県

市区町村

⑧ 道路・公園等の維持管理(街路樹剪定・除草・伐採等を含む)



⑨ 施設管理（清掃・ビルメンテナンス業務等）



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

●「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

●「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施してない

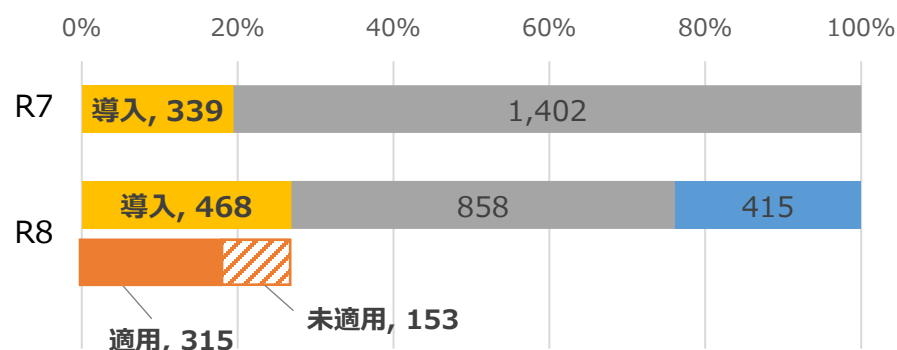
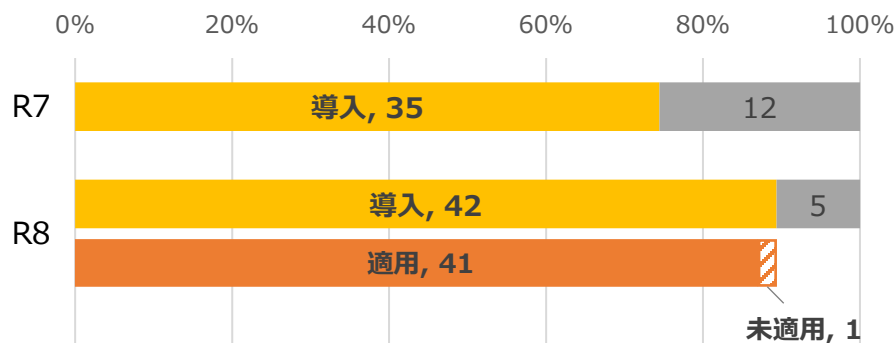
2-5. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

※R8.7.10 公表資料修正

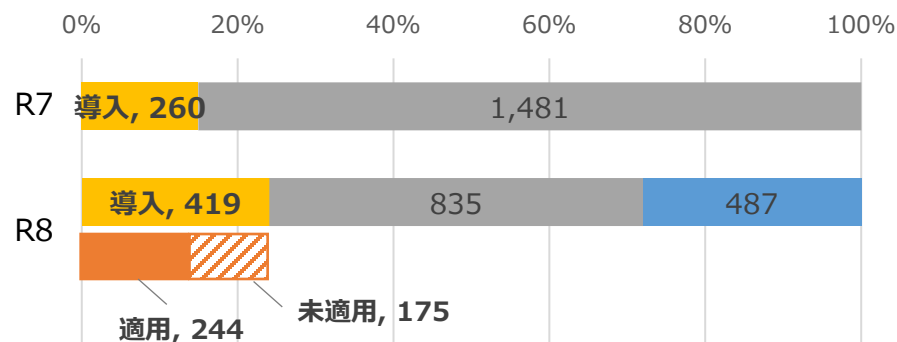
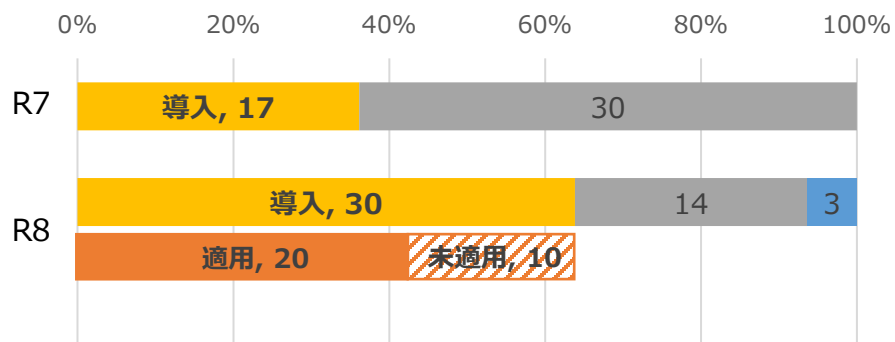
都道府県

市区町村

⑩ 警備



⑪ 廃棄物処理



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

●「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

●「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施してない

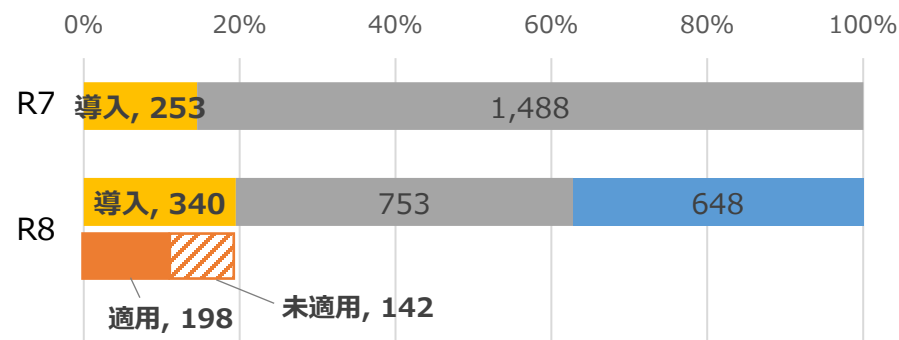
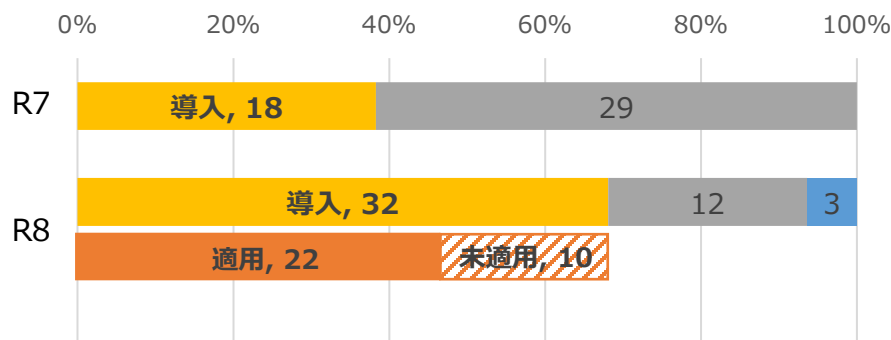
2-6. 業種ごとの導入・適用状況（R7-R8比較）

※R8.7.10 公表資料修正

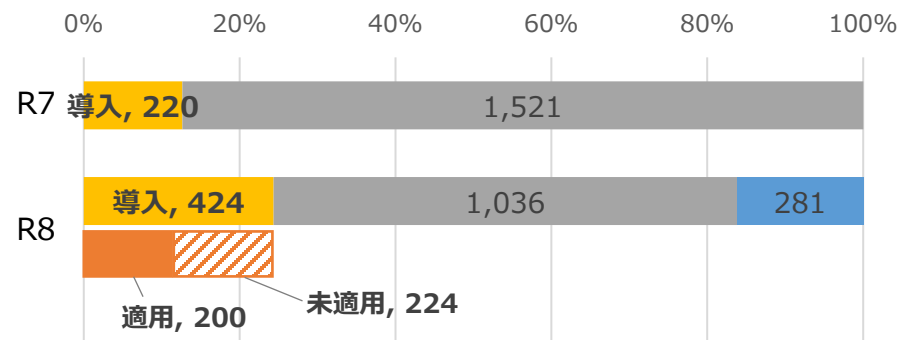
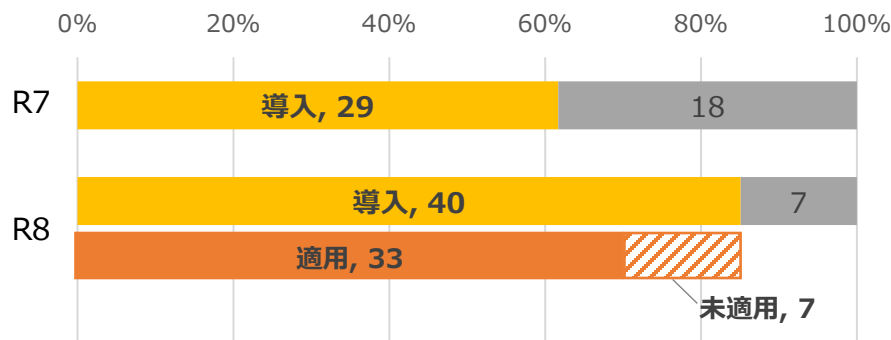
都道府県

市区町村

⑫ 給食の提供



⑬ 印刷物等の作成



※最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれか又は両方を導入・適用している団体数を集計
※前回調査より調査業種数を19業種から13業種に精査

■ 導入 ■ 未導入 ■ 競争入札を行っていない ■ 導入のうち、適用 ■ 導入のうち、未適用

●「未適用」の主な理由

- ・ 入札案件自体がなかった
- ・ 入札案件はあったが、適用した案件がなかった

●「競争入札を行っていない」主な理由

- ・ 随意契約により調達
- ・ 直営で実施
- ・ 事業を実施してない

都道府県別の導入・適用率（都道府県）

※「適用率」は、競争入札を実施している業種のうち、制度を適用している業種の割合

※ 赤色着色・・・適用率が下位10位の団体／黄色着色・・・適用率が平均以下の団体（下位10位の団体を除く）

都道府県名	全業種（13業種）への適用率	工事業種（3業種）への適用率	工事以外の業種（10業種）への適用率	都道府県名	全業種（13業種）への適用率	工事業種（3業種）への適用率	工事以外の業種（10業種）への適用率
北海道	100.0%	100.0%	100.0%	滋賀県	46.2%	100.0%	30.0%
青森県	66.7%	100.0%	50.0%	京都府	53.8%	100.0%	40.0%
岩手県	70.0%	100.0%	57.1%	大阪府	53.8%	100.0%	40.0%
宮城県	38.5%	100.0%	20.0%	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%
秋田県	53.8%	100.0%	40.0%	奈良県	23.1%	100.0%	0.0%
山形県	61.5%	100.0%	50.0%	和歌山県	38.5%	100.0%	20.0%
福島県	50.0%	100.0%	33.3%	鳥取県	53.8%	100.0%	40.0%
茨城県	61.5%	100.0%	50.0%	島根県	53.8%	100.0%	40.0%
栃木県	90.0%	100.0%	85.7%	岡山県	23.1%	100.0%	0.0%
群馬県	100.0%	100.0%	100.0%	広島県	100.0%	100.0%	100.0%
埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	山口県	100.0%	100.0%	100.0%
千葉県	84.6%	100.0%	80.0%	徳島県	54.5%	100.0%	37.5%
東京都	38.5%	100.0%	20.0%	香川県	100.0%	100.0%	100.0%
神奈川県	53.8%	100.0%	40.0%	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%
新潟県	53.8%	100.0%	40.0%	高知県	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	54.5%	100.0%	37.5%	福岡県	46.2%	100.0%	30.0%
石川県	85.7%	100.0%	75.0%	佐賀県	61.5%	100.0%	50.0%
福井県	61.5%	100.0%	50.0%	長崎県	76.9%	100.0%	70.0%
山梨県	92.3%	100.0%	90.0%	熊本県	61.5%	100.0%	50.0%
長野県	100.0%	100.0%	100.0%	大分県	30.8%	66.7%	20.0%
岐阜県	53.8%	100.0%	40.0%	宮崎県	72.7%	100.0%	62.5%
静岡県	53.8%	100.0%	40.0%	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%
愛知県	100.0%	100.0%	100.0%	沖縄県	81.8%	100.0%	75.0%
三重県	100.0%	100.0%	100.0%	全国平均 (単純平均)	69.3%	99.3%	59.7%

参照：総務省ホームページ 「地方公共団体の官公需における価格転嫁」低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

都道府県別の導入・適用率（市区町村）

※「適用率」は、競争入札を実施している業種のうち、制度を適用している業種の割合

※ 赤色着色・・・適用率が下位10位の団体／黄色着色・・・適用率が平均以下の団体（下位10位の団体を除く）

都道府県名	全業種（13業種） への適用率	工事業種（3業種） への適用率	工事以外の業種（10業種）への適用率	都道府県名	全業種（13業種） への適用率	工事業種（3業種） への適用率	工事以外の業種（10業種）への適用率
北海道	31.6%	60.6%	16.4%	滋賀県	37.2%	86.0%	19.6%
青森県	43.0%	75.8%	29.3%	京都府	40.1%	66.7%	21.5%
岩手県	33.3%	86.9%	4.4%	大阪府	31.1%	71.3%	16.9%
宮城県	41.9%	74.3%	31.1%	兵庫県	46.5%	84.6%	26.6%
秋田県	23.2%	52.0%	13.7%	奈良県	36.0%	74.4%	20.9%
山形県	26.7%	71.0%	7.1%	和歌山県	36.8%	67.8%	12.0%
福島県	44.0%	69.5%	29.2%	鳥取県	30.6%	68.4%	15.7%
茨城県	23.3%	58.3%	12.0%	島根県	36.1%	75.4%	15.8%
栃木県	27.2%	65.3%	14.0%	岡山県	50.3%	90.1%	29.2%
群馬県	36.1%	67.6%	16.4%	広島県	43.9%	100.0%	24.3%
埼玉県	42.1%	95.2%	24.5%	山口県	39.6%	82.5%	23.7%
千葉県	37.8%	67.3%	28.4%	徳島県	35.5%	59.7%	17.1%
東京都	45.4%	77.4%	32.6%	香川県	31.2%	68.6%	11.5%
神奈川県	50.4%	94.9%	35.1%	愛媛県	19.7%	55.0%	6.3%
新潟県	48.4%	90.0%	25.9%	高知県	61.5%	89.2%	41.8%
富山県	39.5%	86.7%	21.6%	福岡県	25.0%	53.6%	11.6%
石川県	53.7%	98.2%	34.9%	佐賀県	35.8%	70.0%	24.8%
福井県	31.9%	74.5%	13.8%	長崎県	45.2%	100.0%	22.4%
山梨県	31.1%	54.3%	13.2%	熊本県	43.3%	78.5%	20.4%
長野県	38.6%	70.1%	14.2%	大分県	22.5%	59.3%	7.2%
岐阜県	27.4%	63.5%	15.1%	宮崎県	60.9%	87.2%	45.1%
静岡県	39.4%	98.1%	9.4%	鹿児島県	58.3%	100.0%	33.9%
愛知県	21.5%	55.6%	10.0%	沖縄県	51.1%	80.5%	38.0%
三重県	50.1%	98.9%	28.2%	全国平均 (単純平均)	38.0%	74.1%	21.0%

参照：総務省ホームページ 「地方公共団体の官公需における価格転嫁」低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査結果(概要)

総務省HP
公表資料

都道府県		該当がある団体	客観的指標*1による 予算積算を行っている団体	スライド条項等*2を 導入している団体	契約額・指定管理料 増加率*3 (R7年度→R8年度)
民間委託	本庁舎の清掃	47	43	18	8.7%
	該当あり団体に占める割合	—	91.5%	38.3%	—
	本庁舎の夜間警備	47	44	19	7.5%
	該当あり団体に占める割合	—	93.6%	40.4%	—
	学校給食 (調理・運搬)	46	31	16	5.3%
	該当あり団体に占める割合	—	67.4%	34.8%	—
指定管理	スポーツ施設	47	39	29	3.4%
	該当あり団体に占める割合	—	83.0%	61.7%	—
	文化会館	43	36	26	3.8%
	該当あり団体に占める割合	—	83.7%	60.5%	—
	福祉・保健センター	37	32	25	6.6%
	該当あり団体に占める割合	—	86.5%	67.6%	—

※調査時点は令和8年4月1日

*1 消費者物価指数・最低賃金・企業物価指数など

*2 内部向けマニュアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。

*3 単純平均による増加率

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査結果(概要)

総務省HP
公表資料

指定都市		該当がある団体	客観的指標による 予算積算を行っている団体	スライド条項等を 導入している団体	契約額・指定管理料 増加率 (R7年度→R8年度)
民間委託	本庁舎の清掃	20	16	6	1.0%
	該当あり団体に占める割合	—	80.0%	30.0%	—
	本庁舎の夜間警備	19	16	7	7.1%
	該当あり団体に占める割合	—	84.2%	36.8%	—
	一般ゴミ収集	20	19	7	4.4%
	該当あり団体に占める割合	—	95.0%	35.0%	—
	学校給食 (調理・運搬)	20	18	10	5.1%
	該当あり団体に占める割合	—	90.0%	50.0%	—
指定管理	スポーツ施設	20	17	13	4.3%
	該当あり団体に占める割合	—	85.0%	65.0%	—
	文化会館	20	17	12	2.8%
	該当あり団体に占める割合	—	85.0%	60.0%	—
	福祉・保健センター	20	19	12	5.3%
	該当あり団体に占める割合	—	95.0%	60.0%	—

※調査時点は令和8年4月1日

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査結果(概要)

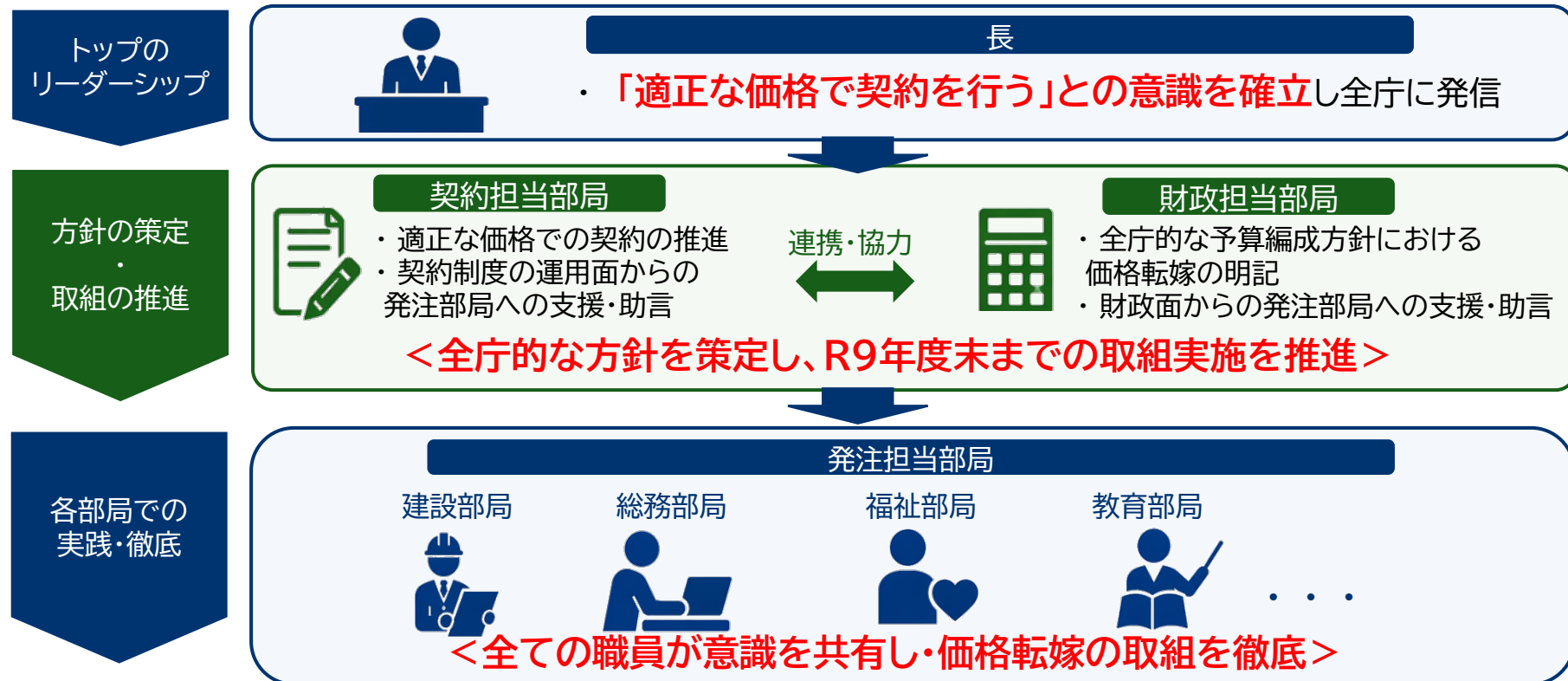
総務省HP
公表資料

市区町村 (指定都市除く)		該当がある団体	客観的指標による 予算積算を行っている団 体	スライド条項等を 導入している団体	契約額・指定管理料 増加率 (R7年度→R8年度)
民間委託	本庁舎の清掃	1464	722	349	5.1%
	該当あり団体に占める 割合	—	49.3%	23.8%	—
	本庁舎の夜間警備	1325	611	302	6.2%
	該当あり団体に占める 割合	—	46.1%	22.8%	—
	一般ゴミ収集	1506	967	356	4.2%
	該当あり団体に占める 割合	—	64.2%	23.6%	—
	学校給食 (調理・運搬)	1241	668	343	5.2%
	該当あり団体に占める 割合	—	53.8%	27.6%	—
指定管理	スポーツ施設	978	503	400	4.1%
	該当あり団体に占める 割合	—	51.4%	40.9%	—
	文化会館	578	339	241	3.4%
	該当あり団体に占める 割合	—	58.7%	41.7%	—
	福祉・保健センター	780	420	305	4.0%
	該当あり団体に占める 割合	—	53.8%	39.1%	—

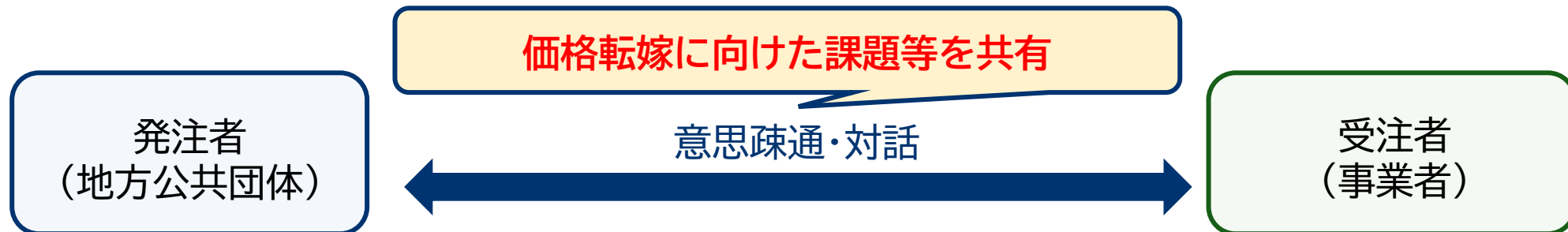
※調査時点は令和8年4月1日

- 価格転嫁への取組は、実際に発注を行う担当部局などのすべての職員が、「安ければ良い」ではなく、「適正な価格で契約を行う」という意識を確立し、全庁的な対応を行う必要がある。
- このため、契約担当部局・財政担当部局等の主導により、全庁的な対応方針を作成し、令和9年度までの取組実施を推進していただきたい。

＜全庁的な対応として取り組むイメージ＞



- 議会も、予算・決算（予算執行）において、価格転嫁の取組が適切に行われているか等についてのチェック機能を果たすことが重要である。このため、議会事務局においても、価格転嫁への取組をチェックする対応を強化していただきたい。
- また、発注者である地方公共団体は、受注者である事業者の直接の声も把握することにより、自ら改善につなげることも重要である。
- 発注担当者は、適切な価格転嫁の取組に向けて、事業者との間で意思疎通を図っていただきたい。今後の発注において、予算積算や予定価格の作成の参考となる見積書を徴取する際には、過去実績や既存予算の制約等に囚われることなく、実勢価格等を踏まえたものとしていただきたい。



地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組に関するヒアリング（概要）

- フォローアップ調査の結果、いずれかの取組状況が100%に達していない市区町村（約1,700団体）の取組方針を把握するため、10月に、各都道府県市町村担当課を対象とした、価格転嫁ヒアリングを実施します。

1. ヒアリング日程

令和8年10月13日～23日

※ 財務調査官ヒアリング、特別交付税ヒアリングと同日で実施し、1団体45分程度を想定

2. ヒアリング対象

- ① 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・適用について
- ② 全庁的な予算編成方針への位置づけ
- ③ 予定価格への最新の実勢価格の反映について
- ④ 労務費等の上昇に対応するための体制整備（スライド条項等）について

3. 主なヒアリング事項

・ 市町村向け：自団体の価格転嫁の取組をどのように実施していくか

- ① 現状の取組状況、取組が進んでいない理由・要因分析
- ② 令和9年度末に向けた対応方針（いつまでに、どのように取組を実施するか）

・ 都道府県（市区町村担当課）向け：管内市区町村の取組をどのように支援するか

- ① これまで県内市町村に対して価格転嫁の取組について働きかけを行ったか
- ② 今後どのような働きかけを行うか